

札幌市都心における地区まちづくり推進要綱取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、札幌市都心における地区まちづくり推進要綱（以下「推進要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(地区まちづくり協議会の認定)

第2条 推進要綱第5条第2項の規定による申請書は、地区まちづくり協議会認定申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

必要書類	記載内容等
(1)活動計画書	活動の方針、スケジュール等
(2)活動実績書	組織の設立経緯、これまでの活動経過、活動による成果等 (活動の実績がない場合は、組織の設立経緯のみを記載すること。)
(3)会則	名称・事務所（事務局）の所在地・代表者・構成員についての定め、会の目的の定め、役員その他の定め、意思決定方法の定め等
(4)構成員名簿	氏名、住所及び構成員の属性 構成員の属性は次の事項を記載すること。 ア) 事業を営む者、土地の所有権又は借地権を有する者、当該地区の地区まちづくりに関する活動を行う者、地区に居住する者の別 イ) 代表者、役員等の別及び役割
(5)活動区域図	・原則として、地区の境界を地形、地物等により明示していること。 ・他の地区まちづくり協議会、商店街、町内会その他の地区の団体の区域に配慮した区域設定をしていること。 ・地区まちづくりとしての合意形成が想定しうる合理的な範囲で区域設定をしていること。

3 市長は、推進要綱第5条第2項に規定する申請を受けた場合において、当該組織が同条第3項各号のいずれにも該当すると認めるときは、地区まちづくり協議会として認定を行い、その旨を当該地区まちづくり協議会の代表者に通知する。

4 前項の通知（第3条第2項及び第4条第2項において準用する場合を含む。）は、地区まちづくり協議会認定等通知書（様式第2号）により行う。

5 市長は、前項の通知をした場合は、速やかに地区まちづくり協議会認定簿（様式第3号）

を作成する。

6 推進要綱第5条第4項に規定する公表は、札幌市ホームページに次の各号に掲げる事項を掲載して行うものとする。

- (1) 協議会名
- (2) 代表者氏名
- (3) 活動目的
- (4) 活動区域
- (5) 認定年月日及び認定の有効期間

(地区まちづくり協議会の認定事項の変更)

第3条 地区まちづくり協議会は、推進要綱第5条第2項に規定する申請書又は前条第2項の添付書類に記載した事項に変更を生じたときは、速やかに、地区まちづくり協議会認定変更等（申請・届出）書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前条第2項から第4項までの規定は、地区まちづくり協議会の認定の変更について準用する。この場合において、同条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類のうち変更を生じた事項を証する書類」と読み替える。

(地区まちづくり協議会の認定の有効期間の更新)

第4条 推進要綱第5条第7項に規定する協議会の認定の有効期間の更新をしようとする地区まちづくり協議会は、認定の有効期間の満了の日の30日前までに、地区まちづくり協議会認定変更等（申請・届出）書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 第2条第2項から第4項までの規定は、協議会の認定の有効期間の更新について準用する。

(地区まちづくり協議会の認定の取消し)

第5条 推進要綱第5条第9項に規定する協議会の認定の取消しをしようとする地区まちづくり協議会は、あらかじめ、地区事業者等及び地区住民に周知し、その意向を確認した上で、地区まちづくり協議会認定変更等（申請・届出）書（様式第4号）を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項とは別に、第2条第1項及び第2項、第3条第1項及び第2項並びに第4条第1項及び第2項に規定する申請書又は必要書類の記載内容に虚偽が判明した場合のほか、推進要綱第5条第3項に該当しなくなったと認められる場合は、地区まちづくり協議会の認定を取消することができる。

3 市長は、第1項の届け出を受けた場合又は前項に規定する地区まちづくり協議会の認定の取消しを行う場合、地区まちづくり協議会認定等通知書（様式第2号）により当該地区まちづくり協議会の代表者に通知するものとする。

(地区まちづくりルールの認定)

第6条 推進要綱第6条第2項の規定による申請書は、地区まちづくりルール認定申請書(様式第5号)とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

必要書類	記載内容等
(1)地区まちづくりルール	<ul style="list-style-type: none">・地区まちづくりの目標、地区まちづくりの現状及び課題、土地又は建物に関する基本的な方針、市街地環境の維持又は改善に取り組む活動に関する基本的な方針等・協議対象行為を定める場合は、当該協議対象行為及び協議の運用体制を明確化すること。・地区まちづくりルールの策定にあたっては、事前に市に提出し、内容について協議すること。
(2)対象区域図	<ul style="list-style-type: none">・区域の境界を地形、地物等により明示していること。・地区まちづくりとしての合意形成が想定しうる区域設定をしており、第2条第2項の規定により添付した活動区域図に記載の区域を超えて設定をしていないこと。・他の地区まちづくり協議会、商店街、町内会その他の地区の団体の区域に配慮した区域設定をしていること。・一体的なまちづくりの検討の必要がある、一団の区域設定をしていること。
(3)活動実績書	地区まちづくりルールの策定経緯、これまでの活動経過、活動による成果、関係団体との調整等の状況等
(4)地区事業者等や地区住民の多数の支持を得ていることを示す書類	<ul style="list-style-type: none">・地区まちづくりルールの周知状況・ルールの対象となる地区の土地の所有権又は借地権を有する者については、アンケート等の方法により意見表明の機会が設けられていることが確認できる書類
(5)地区まちづくりルール周知の際の意見内容及び意見への対応方針	—

3 市長は、推進要綱第6条第2項に規定する申請書の提出を受けた場合において、当該地区まちづくりルールが同条第3項各号に該当すると認めるときは、地区まちづくりルー

ルとして認定し、その旨を当該地区まちづくり協議会の代表者に通知する。

- 4 前項の通知（第7条第2項及び第8条第2項において準用する場合を含む。）は、地区まちづくりルール認定等通知書（様式第6号）により行う。
- 5 市長は、前項の通知をした場合は、速やかに地区まちづくりルール認定簿（様式第7号）を作成する。
- 6 推進要綱第6条第7項に規定する公表は、札幌市ホームページに次の各号に掲げる事項を掲載して行うものとする。
 - (1) 協議会名
 - (2) 代表者氏名
 - (3) 地区まちづくりルール
 - (4) 認定年月日及び認定の有効期間
- 7 地区まちづくりルールに協議対象行為を定める場合は、前項に定める事項に併せて、札幌市ホームページに次の各号に掲げる事項を掲載するものとする。
 - (1) 協議対象行為
 - (2) 協議窓口となる者の氏名及び連絡先

（地区まちづくりルールの認定事項の変更）

- 第7条 地区まちづくり協議会は、推進要綱第6条第2項に規定する申請書又は前条第2項の添付書類に記載した事項に変更を生じたときは、速やかに、地区まちづくりルール認定変更等（申請・届出）書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。
- 2 前条第2項、第3項及び第4項の規定は、地区まちづくりルールの認定の変更について準用する。この場合において、同条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類のうち市長が指定する書類」と読み替える。

（地区まちづくりルールの認定の有効期間の更新）

- 第8条 推進要綱第6条第9項に規定する地区まちづくりルールの認定の有効期間の更新をしようとする地区まちづくり協議会は、認定の有効期間の満了の日の30日前までに、地区まちづくりルール認定変更等（申請・届出）書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。
- 2 第6条第2項、第3項及び第4項の規定は、地区まちづくりルールの認定の有効期間の更新について準用する。
 - 3 市長は、第1項の申請書の提出を受けた場合は、第6条第4項による地区まちづくりルールの認定を行った日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで、当該期間を更新することができる。

（地区まちづくりルールの認定の取消し）

- 第9条 推進要綱第6条第10項に規定する地区まちづくりルールの特認の取消しをしようとする地区まちづくり協議会は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 前項に規定する取消しの届け出は、地区事業者等及び地区住民に周知し、及びその意向を確認した上で、地区まちづくりルール特認変更等（申請・届出）書（様式第8号）により行う。
 - 3 市長は、前項とは別に、第6条第1項及び第2項、第7条第1項及び第2項並びに第8条第1項及び第2項に規定する申請書又は必要書類の記載内容に虚偽が判明した場合のほか、推進要綱第6条第3項に該当しなくなったと認められる場合は、地区まちづくりルールの特認を取り消すことができる。
 - 4 第5条に規定する地区まちづくり協議会の特認の取消しが行われた場合又は地区まちづくり協議会の特認の有効期間が満了した場合、市長は、当該地区まちづくり協議会が特認を受けている地区まちづくりルールについて、特認を取り消すものとする。
 - 5 市長は、第1項の届け出を受けた場合又は第3項若しくは第4項の規定による地区まちづくりルールの特認の取消しを行う場合、地区まちづくりルール特認等通知書（様式第6号）により当該地区まちづくり協議会の代表者に通知するものとする。

（建築等行為）

- 第10条 推進要綱第6条第6項第1号に定めるその他建築等行為は、次のとおりとする。
- (1) 工作物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（以下「建築物」という。）を除く。以下同じ。）の建設及び設置
 - (2) 建築物又は工作物の外観の変更
 - (3) 建築物の用途の変更
 - (4) その他市長が必要と認める行為

（協議対象行為者の協議）

- 第11条 推進要綱第7条第1項の規定による協議は、協議対象行為協議書（様式第9号）を第6条第6項に規定する地区まちづくり協議会の代表者に提出して行うものとする。
- 2 前項の協議対象行為協議書には、位置図、配置図、平面図、立面図等を添付しなければならない。
 - 3 推進要綱第7条第2項に定める報告は、協議対象行為協議結果報告書（様式第10号）に協議の経過を示す書類を添付し行うものとする。
 - 4 推進要綱第7条第4項に定める通知は、適合承認通知書（様式第11号）により行うものとする。

（地区まちづくり協議会の協議）

- 第12条 推進要綱第7条第3項に定める報告は、協議対象行為協議結果報告書（様式第1

2号)に協議の経過を示す書類を添付し行うものとする。

(活動実績の報告)

第13条 推進要綱第8条に定める報告は、活動実績報告書(様式第13号)により行うものとする。

(公表)

第14条 市長は、第2条の地区まちづくり協議会の認定又は第3条から第5条までの規定に係る地区まちづくり協議会の認定の変更、有効期間の更新若しくは取消しをしたときは、速やかにその旨を公表する。

2 市長は、第6条の地区まちづくりルール認定又は第7条から第9条までの規定に係る地区まちづくりルールの認定の変更、有効期間の更新若しくは取消しをしたときは、速やかにその旨を公表する。

(委任)

第15条 この要領の施行に関し必要な事項は、政策推進担当局長が定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年7月10日から施行する。

この要領は、令和8年6月15日から施行する。